

# 広げよう 育てよう みどりのまち

毎年10月1日から31日は、都市緑化月間として国及び地方公共団体で様々な活動を実施しています。町も、日ごろから緑化及び公園等の整備に関する活動を町民の皆さんと一緒にしています。

問 都市計画課 ☎ 内線239、243

## 花いっぱい運動

花に親しむ機会を作るとともに、心にやさしさと美化意識の高揚を図るため、ボランティア団体が主体となり、公共施設等で花植えを行っています。町は、活動団体に、安心して活動していただくためのボランティア保険の加入や用具、花苗の提供等を行っています。

### ▶花いっぱい運動登録団体（令和5年現在）

- ・聖ステパノ学園【駅前広場プランター】
- ・ローソン・スリーエフ大磯国府本郷店【店舗前県道沿い】
- ・神明町花壇クラブ【神明町公園花壇】
- ・大磯サフラン物語【町立図書館プランター】
- ・大磯中学校【大磯中学校前花壇】

### ●活動団体を募集しています

町では、公園・緑地等の里親や花のボランティアとして協力していただける団体（町在住・在勤・在学の方で組織していること）を募集します。興味のある方は、お問合せください。

## 大磯中学校の生徒さんが、花いっぱい運動に参加してくれました



自分たちで植えて完成した花壇を見てどう？

暑い中の作業は大変だけど、やりがいがある！

これから花壇の前を通るのが、楽しみになった！

花いっぱい運動に参加してみた感想は？

完成した花壇を早く見たい！

町が綺麗になった気がして、嬉しかったです！

## 町営住宅(月京)の入居者募集

町営月京住宅に入居を希望される方を募集します。

- ▶入居日 令和6年1月15日(月)(予定)
- ▶申込資格 次のすべてに該当する方
  - ①申込者が成人であること
  - ②夫婦または親子を主体とした家族であること
  - ③申込者が町内に継続して1年以上住民登録していること、または町内の事業所に継続して1年以上勤務していること（基準日は令和5年11月6日）
  - ④町が定める住宅困窮理由に該当すること
  - ⑤所定の方法で計算した月額収額が基準以下であること
  - ⑥町税などの滞納がないこと
  - ⑦申込者、同居者が暴力団員でないこと
- ▶募集住宅 月京住宅（月京11番1号）募集戸数1戸（北棟2階）間取2LDK
- ▶申込方法 郵送のみ
- ▶申込期間 10月16日(月)から11月6日(月)まで(消印有効)
- ▶その他 詳しくは、10月16日(月)から役場本庁舎1階受付、保健センター1階福祉課窓口、国府支所で配布する「募集のしおり」をご確認ください。

問 福祉課 ☎ 内線303

## 第18回 横溝記念まつり

令和2年度から新型コロナウイルス感染症予防対策として中止としていた「横溝記念まつり」を今年度から再開します。

福祉関係の事業所を中心に、団体や学校、地域の方々との協働でマルシェを開催し、パン・焼き鳥・フランクフルト・カレー等の飲食やバザー、福祉活動の展示等を行います。キッチンカーの出店、特別企画として大磯高校の「磯高戦隊イソホークス」のイベントショーもあります。ぜひご来場ください。

- ▶とき 10月29日(日)10時～14時
- ▶ところ 横溝千鶴子記念障害福祉センター『すばる』
- ▶交通 JR大磯駅から神奈中バス(系統 磯01・磯14の馬場・大磯住宅経由二宮駅北口行き「城の下」バス停下車)

問 横溝記念まつり実行委員会 (西部地域包括支援センター) ☎ (71) 5595



## 緑化に関するサポート制度

町では緑化及び良好な景観形成を推進するため、シンボルツリーの植栽、いけがきの設置及び保存樹木または保存樹木の保全に要する経費の一部を補助しています。

### 【シンボルツリー奨励事業】

- ▶交付基準
  - ・町内に住宅用地を所有し、管理している方（法人は除く）
  - ・植栽する樹木及び位置が町景観計画の内容に沿うこと
  - ・植栽に要する費用が2万円以上であること
  - ・植栽する樹木の高さが3m以上であること
- ▶適用除外
  - ・この補助金を受けた者が、10年以内に再整備をする場合
  - ・町税等を滞納している方
  - ・公共事業による移転補償に係るもの
- ▶交付額 費用の1/2または1/3で、2万円を限度とします（千円未満は切捨）。
  - ※景観形成重点地区は1/2、一般地区は1/3（町景観計画にて確認）。
  - ※予算範囲内での補助金のため、年度途中で終了する場合があります。
  - ※この補助金を受けるには、植栽作業前に交付申請の手続きをしていただく必要があります。

### 【いけがき設置奨励事業】

- ▶交付基準
  - ・町内に住宅用地を所有し、管理している方（法人は除く）
  - ・国、県もしくは町の管理道路等に接する部分の総延長が3m以上（地区により2m以上）
  - ・樹木の高さがおおむね90cm以上、植栽本数が1mにつき3本以上、植樹帯が30cm以上
- ▶適用除外
  - ・この補助金を受けたものが、5年以内に再整備する場合
  - ・町税等を滞納している方
  - ・公道の新設または改良による移転補償に係るいけがきの場合
  - ・いけがきとコンクリートブロック堀等を併用した場合
  - ・いけがき設置の前面道路において、建築確認上の道路中心後退がなされていないもの
- ▶交付額 いけがきの延長1mにつき2千円または2千5百円とします。
  - ※一般地区は2千円。景観形成重点地区は2千5百円とします。
  - ※予算範囲内での補助金のため、年度途中で終了する場合があります。
  - ※いけがきを新設する場合は5万円、既存のいけがきを撤去して新たにいけがきを設置する場合は3万円を限度額とします。
  - ※この補助金を受けるには、植栽作業前に交付申請の手続きをしていただく必要があります。

### 【保存樹木等助成事業】

- ▶保存樹木 交付基準（次の①～③すべての要件に該当すること）
  - ①樹木の寸法が次のいずれかに該当すること
    - ・地上1mの高さにおける幹の周囲が1m以上
    - ・高さが10m以上
    - ・株立ちした樹木で高さが3m以上
  - ②樹勢が健全であること
  - ③樹容が美観上特に優れていること
- ▶交付額 1本につき年額3千円。ただし、同一の所有者等が2本以上の保存樹木を所有または管理している場合は、2本目からは1本につき千円を加算し、1万円を限度額とします。
- ▶保存樹林 交付基準（次の①～④いずれかの要件に該当すること）
  - ①市街化区域に位置していること
  - ②樹林を構成する樹木の樹勢が健全であること
  - ③樹林を構成する樹木の樹容が美観上特に優れていること
  - ④樹林の存する土地の面積が300㎡以上であること
- ▶交付額 樹林面積に1㎡当たり10円を乗じて得た額とし、20万円を上限とします。
  - ※保存樹木・保存樹林の助成には審査があります。
  - ※予算範囲内での補助金のため、年度途中で終了する場合があります。

## 10月1日は「浄化槽の日」～浄化槽の法定検査・保守点検・清掃を忘れずに～

河川や海などの水質汚染は、一般家庭からの生活排水による汚れが、大きな原因といわれています。下水道が供用されていない地域においては合併処理浄化槽が、その対策として最も効果的です。

浄化槽は、微生物の働きを利用するため、微生物が活動しやすい環境を保つために、適切に維持管理を行うことが大切です。

浄化槽法で義務付けられている、①法定検査・②保守点検・③清掃を忘れずに行い、きれいな水環境を作りましょう。詳しくは、次の機関にお問合せください。

内容	問合せ先
① 法定検査	(一社) 神奈川県保健協会西湘支所 ☎ (73)0511
② 保守点検	平塚保健福祉事務所環境衛生課 ☎ (32)0130
③ 清掃	清掃業者

### 合併処理浄化槽への転換をご検討ください

単独処理浄化槽は、トイレ以外の生活雑排水は処理されずに排出されます。水質汚濁の代表的な指標BOD（生物化学的酸素要求量）の排出量と比較すると、単独処理浄化槽は合併処理浄化槽に比べて、8倍も汚れた水を排出しているとの報告（環境省広報）もあり、合併処理浄化槽への転換は、河川や海の水質改善につながります。

単独処理浄化槽を使用されている方は、ぜひ合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

### 合併処理浄化槽への転換の補助制度があります

下水道事業計画区域以外の地域にお住まいの方を対象として、くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に要する費用を一部助成する制度があります。

住居の新築に伴う場合や、販売または賃貸の目的で建物を建築または所有する場合は対象外です。

詳しくは、環境課にお問合せください。

問 環境課 ☎ (72) 4438